

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

条例（議員発議）

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する
条例

（議会事務局総務課）

一

○県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき
議員の数に関する条例の一部を改正する条例

（議会事務局議事課）

一

条 例

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

○宮城県条例第七十三号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

宮城県条例第二十二号の一部を次のように改正する。
第二条中「第二項、第四項及び第八項」を「第三項、第八項及び第九項」に改め、同条の表石巻・牡鹿の項中「牡鹿郡」を「牡鹿郡女川町」に改め、同表気仙沼・本吉の項中「本吉郡」を「本吉郡南三陸町」に改め、同表白石・刈田の項中「刈田郡」を「刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町」に改め、同表角田・伊具の項中「伊具郡」を「伊具郡丸森町」に改め、同表柴田の項から遠田の項までを次のように改める。

柴田	柴田郡大河原町、同郡村田町、同郡柴田町、同郡川崎町	二人
亘理	亘理郡亘理町、同郡山元町	一人
宮城	宮城県松島町、同郡利府町	一人
黒川	黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡富谷町、同郡大衡村	二人
加美	加美郡色麻町、同郡加美町	一人
遠田	遠田郡涌谷町、同郡美里町	一人

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年三月一日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される県議会議員の一般選挙から適用し、施行日以後初めてその期日を告示される県議会議員の一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される県議会議員の選挙については、なお従前の例による。